

9 官費生徒規則制定上申

〔明治六年十一月〕

官費生規則上申

貸費生規則之儀ハ学制第六十章ヨリ百七十六章マテ掲載相成候処今般官費生之名義ニ改別紙之通規則相定直管諸学校へ布達可仕此段上申候也

明治六年十一月十日

文部少輔 田中不二磨

右大臣 岩倉具視殿

(注記1)

官費生規則

第一章

生徒ニ官金ヲ附与シテ學術ヲ研修セシムルモノハ其成業ヲ期シ此生徒ヲシテ其學術ヲ实地ニ施行セシメ以テ官用ニ供センカ為メナリ前ニ貸費生規則ヲ設ケ諸校ニ施セシモ此意ノ外ニ出テスト雖比今ヨリ之ヲ見レハ其方法ニ於テ其主旨ニ協ハサルモノアリ故ニ此貸費生規則ハ自今廢止シ此規則ヲ議定スルハ則明治六年十一月ナリ

第二章

生徒學術優等将来成業ノ目的アツテ学資ヲ給与スルモノ之ヲ官費生トス

但東京開成学校同医学校大坂開明学校長崎医学校同広運学校等此諸校ニアル生徒ノ如キハタトヒ官費生トナルヲ望マスシテ学資一切自ラ弁スルモノト雖必前章ノ旨意ヲ体認シ他日官命アル時ハ其命ヲ奉順スル事ヲ了知スヘシ

第三章

官費生ヲ撰ムル成業ノ目的アルヲ以テ主旨トナスト雖現ニ研究スル學術ノ等級ト年次トニ因テ之ヲ詮論セサル可ラス脩学ノ年次ト学業ノ進級トヲ比較シテ学業年次ニ及ハサルモノハ官費生トナスヘカラス

第四章

大学法文学校生徒ニシテ官費ヲ附与スルモノハ中学教科卒業ノ証アツテ其学科成業ノ目的アルモノトス

第五章

東京開成学校ニテ専門諸学研業ノ生徒ハ予科以上其学科卒業ノ目的アルモノトス

第六章

東京医学校ニ於テハ本科以上ニシテ其学科卒業ノ目的アルモノトス

第七章

東京外国語学校ニ於テハ下等語学第二級以上ニシテ其學術優等ナルモノトス

第八章

方今官費ヲ給与スル生徒其年齢十五歳以上廿五歳以下ヲ限リトス

第九章

官費生ハ成業ノ后官命ニ從ヒ其職ヲ尽スヘキノ証書ヲ出シ年限ヲ定メ其學資ヲ給与スルヲ法トス証書式別ニアリ但奉職年間ハ相当ノ給料アルヘシ

第十章

生徒學資ヲ受クルノ多少ト年数トニヨツテ奉事ノ年限アルヲ左ノ如シ

生徒一ヶ月ノ學資

金拾貳円外ニ相当ノ受業料ヲ給与ス以下同シ

官費二年 奉事八年

同 三年 同 十年

同 五年 同 十五年

金拾円

官費二年 奉事六年

同 三年 同 八年

同 五年 同 十二年

金八円

官費二年 奉事五年

同 三年 同 七年

同 五年 同 十年

但専門予科生八十円語學生ハ八円ヲ給与スヘシ

第十一章

従前ノ貸費生更ニ官費生トナルモノ前ニ貸ス所ノ金額年数比ニ官費ノ金額年数ニ合セテ他日奉事ノ年限ヲ定ムルヲ法トス

第十二章

給与ノ金額ハ其學校ニテ受持給養ノ法ヲ設ケ生徒ヲシテ自ラ支消スルヲ得サラシム

第十三章

成業ノ後止ムヲ得サル事故アツテ官ニ奉事スルヲアタハサルモノハ給与スル所ノ學資受業料共一時償還スヘシ

第十四章

官費生學業ヲ怠リ或ハ學則ニ悖リ或ハ公罪ヲ犯シ退學ヲ命スルモノハ既ニ受クル所ノ金額學資受業料ヲ云フ以下之ニ準ス一時償還スヘシ

第十五章

生徒幾月乃至幾年間官費ヲ受クルト雖學業試験ニ於テ等級進マサルモノハ官費ヲ止ムヘシ

第十六章

官費生病氣其他止ヲ得サル事故アツテ退學スルモノハ既ニ受クル所ノ金額ヲ償還スルヲ前条ノ如シ

証書雛形料紙美濃ニツ折

何府貫屬華族士族僧侶平民

何郡何所或ハ何町住某長男次男或ハ弟

姓名

当何年何月

私儀今般官費生被仰付向フ幾年間學資御給与被下置候旨領承仕候然ル上修業年間ハ勿論卒業ノ後御規則之通一切官命ニ奉順可仕候依テ証書差出候也

年号月日

本人某印

右之通相違無之依テ奥印仕候也

父母或ハ証人
本貫属族

某印

文部長官某殿

官方試験之儀伺

海外留学生帰 朝之節ハ学業之熟不熟を不論試験取計候規則二
有之候処官方ニ於而も一般生徒同様試験取計候而可然義ニ有之
哉此段一応相伺候也

明治六年十月二十五日

文部省三等出仕

田中不二麿

右大臣 岩倉具視殿

(注記一)

「十三」(簿册内件名番号)

明治六年十一月
公文録 文部省之部 全
2A, 9, 788